

第12回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和2年3月24日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)  
第3 議案第1号 令和2年2月及び3月に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について  
第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について  
第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第7 その他

◎出席委員 (9名)

- 1番 樋口 國 先  
2番 瓜田 晃  
3番 荒谷 和 江  
4番 山下 博 史  
5番 長谷川 和 夫  
6番 菅野 能 弘  
7番 神野 充 布  
8番 杉田 文 枝  
9番 藤本 博

◎欠席委員 (1名)

- 10番 外崎 敬 雄

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典  
事務局次長 中村 稔  
副主幹 村田絵美

## ◎開会宣言

藤本代理 | ただいまの出席委員は9名です。10 番外崎会長から欠席するとの申出がありました。過半数の出席があり定数に達しておりますので、ただいまから第12回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

## ◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本代理 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に3番荒谷委員、4番山下委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本代理 | ご異議がないようでありますので荒谷委員、山下委員を議事録署名委員に決定いたしました。

## ◎日程第2 諸般の報告について

藤本代理 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本代理 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本代理 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをご覧ください。第11回総会以降の経過報告です。新型コロナウイルス感染予防のため、予定されておりました会議研修会が中止延期となっております。開催若しくは出席されたものについて報告いたします。2月27日、3月5日令和元年度農業簿記勉強会、本年度も荒谷委員を講師としまして杉田委員とともに13回開催しております。27日は3人、5日は6人の参加をいただいております。3月2日から18日、令和2年美深町議会第1回定例会、外崎会長、山崎局長、中村次長が出席をしております。16日から17日、令和2年度予算審査特別委員会が行われました。こちらは事務局で対応しております。24日、本日第12回農業委員会総会です。第12回総会以降の日程です。3月31日美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会と新規就農者等指導委員会と経営改善指導委員会が開催されます。こちらは事務局で対応いたします。4月9日、令和2年度上川農業委員連合会総会および地区別農業委員会会長・事務局長会議が南富良野町で開催の予定です。外崎会長と事務局の出席を予定しております。15日、美深町議会産業教育常任委員会所管事務調査が行われます。事務局で対応いたします。3ページをお開きください。中旬から下旬、北部上川農業委員会協議会総会を予定しております。会長と事務局が出席の予定です。4月第1回農業委員会総会ですが、会長の日程をまだ確認していなくて申し訳ございません。原則でいくと25日ですが、会長と日程調整をしてご連絡いたします。報告以上です。

藤本代理	次に事務局長より報告があります。
山崎局長	はい事務局長
藤本代理	はい事務局長
山崎局長	私の方から令和2年美深町議会第1回定例会について報告いたします。会議については3月2日から18日までの17日間で、13日から17日までは休会、その間の16日17日に予算特別委員会が開かれ、新年度予算の審議が行われてございます。予算特別委員会の中では、がんばる美深農業畑作支援事業、農業用廃プラスチック等適正処理事業、農畜産物等販路拡大PR事業、農業雇用対策事業、スマート農業関連について状況や考え方についての質問が出されました。次に一般会計補正予算の中では、酪農振興事業の中で酪農ヘルパー事業の質問がされております。18日の最終日、提出議案の条例関係及び補正予算新年度予算について可決成立がされております。以上報告をさせていただきます。
藤本代理	ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜わります。ありませんか。なければ次に進みます。

### ◎日程第3 報告第1号

藤本代理	<日程第3>報告第1号合意解約通知の成立状況の確認についてを議題に供します。事務局より説明を願います。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本代理	はい、副主幹。
村田副主幹	<p>それでは、4ページをご覧ください。議案第1号、令和2年2月及び3月に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主から通知がありましたので審議を求めます。</p> <p>整理番号13番、貸主、字〇〇〇〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△△、△△△㎡です。契約期間は平成24年5月28日から令和4年5月27日までの賃貸借。合意による解約年月日は、令和元年12月20日、土地の引渡期日は、令和元年12月31日です。貸主の申出による合意解約となります。整理番号14番、貸主、字〇〇〇〇△丁目△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、次の5ページまで続きまして、他△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡です。契約期間は平成27年4月1日から令和7年3月31日までの賃貸借。合意による解約年月日は、令和2年2月28日、土地の引渡期日は、令和2年2月28日です。こちらも貸主の申出による合意解約となります。整理番号13番と14番につきましては、農地の売買を行ないたいということで解約となっております。続きまして6ページをご覧ください。整理番号15番、貸主、字〇〇〇〇△△番地 〇〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△△、△△△㎡です。契約期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日までの使用貸借。合意による解約年月日は、令和元年12月15日、土地の引渡期日は、令和元年12</p>

月 31 日です。こちらは借主の申出による合意解約となりまして、借主の経営継承による合意解約となっております。説明は以上です。

藤本代理

議案第 1 号について審議願います。ご意見、ご質疑を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

藤本代理

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本代理

全員賛成です。  
よって議案第 1 号合意解約通知の成立状況の確認について、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 4 議案第 2 号

藤本代理

<日程第 4>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明をいたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本代理

はい、副主幹。

村田副主幹

7 ページをお開きください。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美深町長より決定を求められた令和元年度第 8 号農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

整理番号 27 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 2 年 5 月 25 日から令和 7 年 5 月 24 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額端数を調整いたしまして△△, △△△円。こちらは賃貸の継続の案件となります。

整理番号 28 番、貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△番地△△△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円。こちらも賃貸の継続の案件となります。8 ページをご覧ください。整理番号 29 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△の内△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円。こちらも賃貸の継続の案件です。

整理番号 30 番、貸主、〇〇〇〇〇△条△△丁目△番△△号 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円。

こちらが賃貸の継続の案件です。続きまして9ページをお開きください。  
整理番号31番、貸主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡、賃貸借です。期間は令和2年3月25日から令和10年4月23日まで、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円。こちらは賃貸借の新規の案件です。〇〇〇〇さんにつきましては離農に伴う農地の整理ということで、〇〇〇〇集団よりあっせんがありました。説明以上です。

藤本代理 8番 杉田委員	議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見等を賜ります。 はい8番。
藤本代理 8番 杉田委員	はい8番。 すみません。素朴な質問ですが、27番の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、公簿が田で現況が田でそのあと転作田、それで借りるときには畑という形になっているのですが、これはどういう内容なんですか。
村田副主幹	はい副主幹。
藤本代理	はい副主幹。
村田副主幹	こちらは、現況は転作田として農業委員会は管理しているのですが、集団では、現状畑として使っているということでもありますので、賃貸については畑としてあっせんをしているという形になっております。
8番 杉田委員	はい8番。
藤本代理 8番 杉田委員	はい8番。 この現況というのは今現在、田として使っているという意味ではないのですか。
村田副主幹	はい副主幹。
藤本代理	はい副主幹。
村田副主幹	転作田なので、昔は田んぼだったところになります。今、国の補助金の関係もありまして、転作田のところはいつでも田として使えるようにということで農業委員会の台帳も2年前から統一しまして、今回のように賃貸があった際には、転作田としている場合には、現況も田として農業委員会の農地台帳も修正をかけているところです。実際的には、すぐ田として使える状況となっている畑ということになります。なので田に戻そうと思えばすぐ戻れる状況でもあるので、農業委員会の農地台帳も田としている状況です。ただ、現状では畑として使っているの、営農集団では畑であっせんをしているというような形です。
8番 杉田委員	わかりました。ありがとうございます。
藤本代理	ほかにございませんか。  （「なし」という者あり）
藤本代理	ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方

の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本代理

全員賛成です。  
よって議案第 2 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決  
されました。

## ◎日程第 5 議案第 3 号

藤本代理

<日程第 5>議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題  
に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本代理

はい、副主幹。

村田副主幹

10 ページをお開きください。議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請  
についてについて、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり  
ありましたので審議を求めます。

整理番号 14 番、貸主、〇〇〇字〇〇〇△△〇〇△△番地 〇〇〇さん、借主、  
〇〇〇字〇〇〇△△〇〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇  
△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、  
合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。小作料は反当り△△△円、年額△△,  
△△△円、期間は、令和 2 年 3 月 24 日から令和 12 年 3 月 23 日まで、権利設  
定の理由は、貸主は耕作条件が悪い農地を貸す、借主は農地を借りて規模拡  
大を図るです。こちらは資料をつけさせていただいております。資料の 1 枚  
目の上が今回の賃貸する場所となります。場所としましては、〇〇地区の南  
の方で、限りなく〇〇〇に近いところが今回の賃貸の場所となっております。  
こちらを 2 筆賃貸して作物を植えるということをお伺いしております。続き  
まして 11 ページお開きください。

整理番号 15 番、譲渡人、字〇〇△△番地 〇〇〇さん、譲受人、〇△条〇△  
丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の  
表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡、他  
7 筆、合計 8 筆、合計面積 42,458 ㎡、契約の種類は売買、土地の引き渡し時  
期は農地法第 3 条の許可日、売買価格につきましては反当り△△△, △△△  
円、総額△, △△△, △△△円となっております。権利移転の理由は、譲渡人は  
高齢のため農地を処分する、譲受人は農地を取得して規模拡大を図るです。  
現在こちらの農地に関しましては、〇〇さんが賃貸をしまして牧草を植えら  
れている場所となっております。〇〇さんも高齢ということで、農地を処分す  
るため売買を行うということになっております。資料は 1 ページの下が、今回  
の売買する場所となります。〇〇△△線を西に行っていただいて、〇△号の  
まとまった農地、あと離れたところに△△-△がありあます。一括して〇〇さ  
んから申請が上がっております。説明は以上です。

藤本代理

議案第 3 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。  
ございませんか。  
(「なし」という者あり)

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方  
の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本代理 全員の賛成です。  
よって、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第 6 議案第 4 号

藤本代理 <日程第 6>議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本代理 はい、副主幹。

村田副主幹 12 ページをご覧ください。議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてについて、農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおりありましたので審議を求めます。

整理番号 1 番、土地所有者、字〇〇△△番地△ 〇〇〇さん、転用者、字〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿田、現況田、面積△△、△△△㎡の内△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△、△△△㎡の内△△、△△△㎡です。転用の目的は土地の改良を図るため砂利を採取する、転用の理由は、借主は、建設工事等により特に需要の増加している良質な砂利を採取して原石確保の上、建設現場の需要に備えたいので当該地を申請する。採取後は従前より耕作条件の良い土地とする。貸主は、申請土地を耕作しているが、旧河川流水路跡のため高低差があり表層土が薄く、砂利層が厚いため保水状態も悪く、作物の生育が悪いため砂利採取業者に砂利の採取を依頼し耕作条件の良い農地とする、です。計画の内容は、所要面積△△、△△△㎡、採取量△△、△△△㎡、工事計画期間、令和 2 年 5 月 18 日から令和 3 年 5 月 17 日まで 1 年間となっております。資料は 2 ページ目になります。上が今回砂利採取の申請があった農地を赤枠で囲ってあります。下が拡大図になりまして、実際には砂利の採取につきましては、下の図の中央部の青く囲った部分が今回砂利の採取をする部分となっております。昨年も〇〇〇〇の方から 5 条の一時転用許可申請がありましたが段々と位置が移ってきているような形になります。赤の破線の場所は、採取した砂利を運搬するための通路ということで、こちらも一時転用として申請が上がっております。説明以上です。

藤本代理 議案第 4 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。  
(「なし」という者あり)

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本代理 全員の賛成です。  
よって、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第7 その他

藤本代理

＜日程第7＞その他、委員のみなさまから何かございませんか。  
なければ事務局からありませんか。

## ◎閉会宣言

藤本代理

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第12回美深町農業委員会総会を終了いたします。  
大変お疲れさまでした。

※終了 午後1時59分



美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 3 番

⑩

署名委員 4 番

⑩